

CLAIR SUMMARY

韓国地方税のあらまし

CLAIR SUMMARY NUMBER 031 (Oct. 23, 1998)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



**財団
法人
自治体国際化協会**

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

はじめに	1
第1章 総論	2
1 地方税の種類.....	2
2 地方税法の構成.....	2
3 賦課徵収の委任.....	3
4 地方税制の沿革.....	3
第2章 各税目の概説	5
1 取得税.....	5
2 登録税.....	6
3 競走・馬券税.....	7
4 免許税.....	7
5 住民税.....	8
6 財産税.....	9
7 自動車税.....	11
8 農地税.....	13
9 たばこ消費税.....	13
10 屠畜税.....	14
11 総合土地税.....	14
12 共同施設税.....	18
13 地域開発税.....	18
14 都市計画税.....	19
15 事業所税.....	20
補足説明	21
1 教育税.....	21
2 農漁村特別税.....	21
資料	22
1 韓国の租税構造.....	22
2 1997年度韓国地方税 団体別・税目別一覧表	23
参考文献	24

はじめに

このクレアサマリーは、大韓民国における 1998 年 3 月現在の地方税制度について解説したものである。

第 1 章では、韓国地方税の種類や、地方税法の構成、沿革などに触れ、第 2 章では、各税目の解説を試みている。

読者においては、おのずと日本の地方税と比較しながら読んでいただけるものと考えるが、「似ているようで違う部分」や、「違うようで似ている部分」に、筆者自身も大変興味を持ちながら、本稿を作成することができた。

韓国においても、税制は刻々変化しており、ここに掲載した税額・システム等も、読者の目に触れる段階ですでに変動している内容も多いかと思われるが、御了承いただきたい。

最後に、このサマリー作成にあたって、御協力いただいた韓国内務部（現：行政自治部）、忠清北道庁、清州市庁及び忠州市庁の皆様に、深く感謝の意を表するものである。

第1章 総論

1 地方税の種類

韓國の地方税は、課税団体の種類から「道税」と「市郡税」に、また、その使途から「普通税」と「目的税」に大別され、以下のように分類される。（なお、韓國の租税構造における地方税の位置づけについては資料1、P22を参照されたい。）

<道税>

普通税	取得税、登録税、免許税、競走・馬券税
目的税	共同施設税、地域開発税

<市郡税（広域市の郡税を含む。）>

普通税	住民税、財産税、自動車税、農地税 たばこ消費税、屠畜税、総合土地税
目的税	都市計画税、事業所税

なお、「道」と同格の広域自治体である「特別市」及び「広域市」の地方税目、「市・郡」と同格の基礎自治体である「自治区」の地方税目は、以下のように分類される。

<特別市税及び広域市税>

普通税	取得税、登録税、競走・馬券税、住民税 自動車税、農地税、たばこ消費税、屠畜税
目的税	都市計画税、共同施設税、地域開発税

<区税>

普通税	免許税、財産税、総合土地税
目的税	事業所税

ただし、広域市の郡地域においては、上記の「道税」が「広域市税」となる。

2 地方税法の構成

地方税法は、第1章「総則」から、「道税」、「市・郡税」、「目的税」そして「課税免除及び軽減」の、5つの章で構成されている。

このうち、第1章「総則」では、各節において「通則」、「納税義務の承継」、「連帯納税義務」、「第二次納税義務者」、「徴収猶予等」等といった事項が規定されているが、このうち、日本の地方税法には見られないものとしては、第8節「納税保全」中に規定されている第40条「官許事業の制限」という規定がある。

「官許事業の制限」とは、納税者が正当な事由なく地方税を滞納したときには、そ

公署の許認可を受けて事業を経営する者が1会計年度に3回以上滞納したときには、主務官庁に対して許可の取消し等を行うよう、地方自治体の長が要求できるという制度である。

また、国税徴収法の改正規定の準用による新たな徴収策として、1997年から、信用情報機関（全国銀行連合会等）に対し、滞納者や不能欠損処分の情報を提供することができるようになった。

3 賦課徴収の委任

地方税における韓国と日本との大きな違いの一つとして、道税の賦課徴収が管轄区域内の市郡に委任されていることが挙げられる。日本では、地方税法第20条の3の規定によって、一部のケースを除き、都道府県税の賦課徴収を市町村に委任することが禁止されている。これに対し、韓国では、徴税の便宜及び徴税効率を高めることを理由に、地域の第一線機関である市・郡・区に対し、道税の賦課徴収の権限を委任している。

市・郡（特別市・広域市内の区を含む。）は、その市・郡内の道税（特別市・広域市の市税を含む。）を徴収し、道に納入する義務を負う。したがって、委任においては、別途市・郡・区の同意を要さず、市・郡・区はこれを拒むことはできない。なお、必要なときには、道知事（特別市・広域市の市長を含む。）は、納税義務者または特別徴収義務者に対して、直接納税告知書または納入通知書を交付することができる。

道税の徴収費用を市・郡が負担していることから、道は、道に納入された税額の中から、一定の交付率により、その処理費として市・郡に徴収交付金を交付しなければならない。

この交付率は、市・郡については道税徴収金の30%となっており、特別市及び広域市の場合は特別市税または広域市税の3%を、徴収交付金として区に交付することになっている。なお、人口50万人以上の市については、交付率は50%となっている。

道の税務担当部局は、市・郡に対する指導及び税務調査を行うが、税務調査の結果に伴う課税徴収は、市・郡が行う。

4 地方税制の沿革

1949年12月12日に地方税法が制定され、道及び市・郡に地方税の賦課徴収権が与えられた。税目としては、戸別税、家屋税（以上、道税）や、車両税、特別営業税（以上、市邑面税）などがあった。

しかし、これらの税目の多くは、朝鮮総督府による支配体制当時の税目を踏襲したものであり、独立税よりも国税付加税を中心とした構造になっていた。また、市邑面税には、国税付加税以外に道税付加税もあった。

1961年、地方自治団体としての邑・面が郡に統合されたことに伴い、市邑面税は市郡税に改められた。

国税付加税は、1967 年の「国税付加税廃止に関する特別措置法」施行まで存続した。その後、1973 年に住民税が新設、1976 年に道税付加税が廃止され、道税・市郡税とともに、すべて独立税となつた。

1980 年以降では、1984 年にたばこ販売税（1988 年にたばこ消費税に改編）が、1989 年に総合土地税が創設されたほか、1991 年には地域開発税が新設された。

略年表

- 1949 年 「地方税法」制定
- 1961 年 「国税と地方税の調整に関する法律」制定
 - ・国税 20 税目・地方税 15 税目を国税 15 税目・地方税 13 税目に整理
- 1967 年 国税付加税を廃止
- 1973 年 住民税の新設及び資産課税の強化
- 1976 年 遊興飲食税の廃止、登録税を国税から道税に移管
 - ・道税付加税の廃止、住民税、自動車税、屠畜税を道税から市郡税に移管
 - ・新たな目的税として事業所税を創設
- 1984 年 市郡税としてたばこ販売税を新設
- 1988 年 たばこ販売税に代わり、市郡税としてたばこ消費税を新設
- 1989 年 市郡税として総合土地税を新設
- 1991 年 道税として地域開発税を新設、共同施設税を市郡税から道税に移管

第2章 各税目の概説

1 取得税

(1)概要

取得税は、不動産、車両等を取得した者に課税される流通税である。

(2)納税義務者

不動産、車両等課税対象物件を取得した者

(3)課税対象

不動産（土地及び建築物）、船舶、鉱業権、漁業権、車両、建設機械、立木、航空機、ゴルフ会員権、コンドミニアム会員権、総合体育施設利用会員権

(4)課税標準

取得当時の申告価格による。ただし、申告価格が時価標準額より低い場合は、時価標準額による。

なお、土地についての時価標準額は、個別公示地価（「地下公示及び土地等の評価に関する法律」による。）に、課税標準適用比率（地方税法施行令に基づき当該地方自治体の長が決定・告示する。）を乗じて算定した価額とし、土地以外の課税対象に対する時価標準額は、地方税法施行令により定められた価額とする。

(5)税率

- ・一般税率：2%
- ・奢侈品財産（別荘、ゴルフ場、高級娯楽場、高級住宅、高級船舶）：15%
- ・法人の非業務用土地：15%
- ・大都市内における工場の新・増設：10%
- ・過密抑制圏域内における本店・主事務所の事業用不動産：10%
- ・1世帯で1台を超えて自動車を取得する場合の自動車：4%

(6)納付方法

取得の日から30日以内に、取得物の所在地を管轄する市・道に申告納付する。申告がない場合は普通徴収となり、20%の加算税がつく。

なお、取得価格が50万ウォン以下の場合は、賦課されない。

2 登録税

(1) 概要

財産権やその他の権利を取得・移転・変更する公法行為に対して課税される、手数料的性格を有する流通税である。

(2) 納税義務者

財産権その他の権利の取得・移転・変更または消滅に関する事項を、公簿へ登記または登録する者

(3) 課税対象

財産権その他の権利についての取得・移転等変更事項を登記・登録する行為。具体的には、以下の行為をいう。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ・不動産登記 | ・船舶登記及び 20 トン未満の船舶登録 |
| ・自動車登録 | ・建設機械登録 |
| ・信託財産登記 | ・航空機登録 |
| ・工場及び鉱業財団登録 | ・法人登記 |
| ・商号登記 | ・鉱業権登録 |
| ・漁業権登録 | ・著作権、出版権、著作隣接権登録 |
| ・特許権、実用新案権、意匠権登録 | ・商標権、サービス標登録 |
| ・貿易業、貿易代理業の許可登録 | ・軍納業登録 |
| ・建設業者免許登録 | ・その他登記 |

(4) 課税標準

不動産・船舶・航空機・自動車及び建設機械についての登録税の課税標準は、登記・登録物件の取得価格と登記・登録当時の時価標準額（取得税の時価標準額と同じ。）のうち、いずれか高い金額による。

(5) 主要な登記登録行為についての税率

○不動産登記

- ・所有権の取得：0.3～3%
- ・所有権の保存：0.8%
- ・共有物等の分割：0.3%
- ・所有権以外の物権または賃借権の設定及び移転：0.2%
- ・競売申請、仮差押、仮処分、仮登記：0.2%
- ・その他登記：1 件につき 3,000 ウォン

*大都市内において法人が行う不動産登記：5 倍の重課

○自動車の新規・移転登録

- ・非営業用乗用車：5%（軽自動車は 2%）

- ・乗用車以外の非営業用自動車：3%
 - ・営業用自動車：2%
- 建設機械の新規・移転登録：1%

(6) 納付方法

登記登録を行う前に登録税を税務部署に申告納付し、その領収書を登記登録申請書に貼付する。

3 競走・馬券税

(1) 概要

競走・馬券税は、競馬、競輪、競艇の投票券を販売するときに、投票券販売価格の10%にあたる税金を賦課するものである。

(2) 納税義務者

韓国馬事会、競輪・競艇事業者

(3) 課税標準

勝ち馬投票券、勝者投票券の発売金額

(4) 税率

発売金額の 10%

(5) 納税地

競馬場、競輪場、競艇場所在地の道（特別市及び広域市を含む。）

（場外発売分は、場外発売所所在地の道に 50% を按分納付）

(6) 納期

翌月の 10 日までに申告納付

4 免許税

(1) 概要

免許税は、各種免許、許可等の行政処分及び申告の受理・登録・検査等の行政行為について賦課される。許可期間のないときや、2 年以上の許可期間を有する場合は、毎年 1 月に定期分を課税する。

(2) 納税義務者

- ・定期分：行政官庁から各種免許を受けた者

* 当該免許に期間がないか 2 年以上の期間である場合

- ・随時分：行政官庁から各種免許を受けた者
 - *当該免許証書を受けるときに自ら納付する。

(3) 課税対象及び税率

課税対象となる免許の種類は地方税法施行令によって定められ、第1種から第5種に分類されている。

(単位：ウォン)

区分	人口50万人以上の市	その他の市	郡地域
第1種	45,000	30,000	18,000
第2種	36,000	22,500	12,000
第3種	27,000	15,000	8,000
第4種	18,000	10,000	6,000
第5種	12,000	5,000	3,000

(4) 納税地

免許を受ける者の住所・居所・事業所または営業所の所在地を管轄する市・郡

(5) 納期及び納付方法

- ・定期分：納期は毎年1月16日から31日まで。普通徴収による。
- ・随時分：免許証書の交付を受ける際に、税金の領収書が必要となる。

(6) 免許の取消

免許税を納付しない者について、課税権者は、免許賦課機関に対して免許の取消を要求することができる。

5 住民税

(1) 概要

沿革的には、朝鮮王朝時代末期に施行された戸別税に、その起源を見出すことができる。現在の住民税は、1973年に新設された。

(2) 納税義務者

- ①均等割：市・郡内に住所を置く個人及び個人事業者並びに市・郡内に事務所を置く法人
- ②所得割：所得税・法人税・農地税の納税義務がある個人及び法人

(3) 課税標準

- ①均等割：個人（1人当たり）については、市・郡の人口規模に応じた額。個人事業者及び法人については、従業員数及び資本金規模に応じた額

②所得割：所得税、法人税、農地税の税額

(4) 標準税率

①均等割 (ア) 市・郡内に住所を有する個人

人口 500 万人以上の市	4,500 ウォン
人口 50 万人以上 500 万人未満の市	3,000 ウォン
その他の市	1,800 ウォン
郡 地 域	1,000 ウォン

*この場合、市であっても、邑・面地域については郡の税額が適用される。

また、広域市においても、郡地域については郡の税額が適用される。

(イ) 市・郡内に事業所を有する個人：5万ウォン

(ウ) 市・郡内に事業所を有する法人：5万ウォンから 50 万ウォン

②所得割：所得税、法人税、農地税額の 7.5%

*なお、1996～1998 年は、住民税所得割の標準税率に関する特例規定（地方税

法附則）により、一時的に税率 10% が適用される。

(5) 納期

①均等割：毎年 8 月 16 日から 31 日まで（課税基準日は 8 月 1 日）

②所得割

・所得税割：所得税の申告納付期限から 30 日以内

・法人税割：事業年度終了日から 120 日以内

③特別徴収分：給与支払月の翌月 10 日までに申告納付

(6) 納付方法

①均等割：納付告知書により 8 月 16 日～31 日の間に申告納付（普通徴収）

②所得割

・所得税割住民税については、所得税の申告納付期限（譲渡所得の場合は申告日）から 30 日以内に申告納付

・法人税割住民税については、事業年度終了日から 120 日以内に申告納付

6 財産税

(1) 概要

財産税は、財産を保有する者に対して課税する保有税である。

その起源としては、家屋税、船税等が挙げられる。1962 年、これらの税が財産税に統合された後、課税対象にいくつかの追加・削除が行われた。

最近では、1990 年に土地分が削除された（総合土地税新設のため）ほか、1991 年には鉱区が、1995 年には建設機械（重機）が、課税対象から除外かれている。

(2) 納税義務者

毎年 5 月 1 日現在、建築物、船舶及び航空機を所有する者

(3) 課税対象

建築物、船舶、航空機

(4) 課税標準

時価標準額とする（取得税と同じ）。

なお、課税対象のうち、新築建築物の時価標準額は、市・郡・区の財産税担当による評価によって決められており、その評価方法は、毎年改定される「建物時価標準運営指針」によって、綿密に定められている。

(5) 税率

- ・住宅：下表のとおり。

課 税 標 準	税 率
1,200 万ウォン以下	0.3%
1,200 万ウォン超	36,000 ウォン
1,600 万ウォン以下	+1,200 万ウォンを超える金額の 0.5%
1,600 万ウォン超	56,000 ウォン
2,200 万ウォン以下	+1,600 万ウォンを超える金額の 1 %
2,200 万ウォン超	116,000 ウォン
3,000 万ウォン以下	+2,200 万ウォンを超える金額の 3 %
3,000 万ウォン超	356,000 ウォン
4,000 万ウォン以下	+3,000 万ウォンを超える金額の 5 %
4,000 万ウォン超	856,000 ウォン
	+4,000 万ウォンを超える金額の 7 %

- ・ゴルフ場、別荘、高級娯楽場用建築物：5%
- ・住居地域等の工場：0.6%
- ・一般建築物：0.3%
- ・高級船舶：5.0%
- ・その他船舶：0.3%
- ・航空機：0.3%

(6) 納付方法

毎年 6 月に発布される告知書によって 6 月 16 日～30 日の間に納付する。

7 自動車税

(1)概要

自動車税は、自動車の所有者に対して課税する財産税的性格、道路利用に伴う負担金的性格及び奢侈品保有抑制的性格とを併せ持つ税金とされている。

(2)納税義務者

各基本納期月の1日現在、自動車管理法による自動車登録をしている者

(3)課税対象

自動車登録原簿に登録された自動車、建設機械管理法により登録されたダンプ及びミキサー車

(4)課税標準及び税率

①乗用車

	排 気 量	税 额
営業用車	1,500 cc 以下	1 ccあたり 18 ウォン
	1,500 cc 超 2,500 cc 以下	1 ccあたり 19 ウォン
	2,500 cc 超	1 ccあたり 24 ウォン
非営業用車	800 cc 以下	1 ccあたり 100 ウォン
	800 cc 超 1,000 cc 以下	1 ccあたり 120 ウォン
	1,000 cc 超 1,500 cc 以下	1 ccあたり 160 ウォン
	1,500 cc 超 2,000 cc 以下	1 ccあたり 220 ウォン
	2,000 cc 超 2,500 cc 以下	1 ccあたり 250 ウォン
	2,500 cc 超 3,000 cc 以下	1 ccあたり 310 ウォン
	3,000 cc 超	1 ccあたり 370 ウォン

②その他乗用車

営 業 用	非 営 業 用
21,000 ウォン	100,000 ウォン

③乗合自動車

区分	営業用	非営業用
高速バス	100,000 ウォン	—
大型貸切バス	70,000 ウォン	—
小型貸切バス	50,000 ウォン	—
大型一般バス	42,000 ウォン	115,000 ウォン
小型一般バス	25,000 ウォン	65,000 ウォン

④貨物自動車

積載定量	営業用	非営業用
1,000 kg以下	6,600 ウォン	28,500 ウォン
2,000 kg以下	9,600 ウォン	34,500 ウォン
3,000 kg以下	13,500 ウォン	48,000 ウォン
4,000 kg以下	18,000 ウォン	63,000 ウォン
5,000 kg以下	22,500 ウォン	79,500 ウォン
8,000 kg以下	36,000 ウォン	130,500 ウォン
10,000 kg以下	45,000 ウォン	157,500 ウォン

⑤特殊自動車

区分	営業用	非営業用
大型特殊自動車	36,000 ウォン	157,500 ウォン
小型特殊自動車	13,500 ウォン	58,500 ウォン

⑥三輪以下の自動車

営業用	非営業用
3,300 ウォン	18,000 ウォン

(5)納期

- ・第1期分：6月16日～6月30日（課税基準日 6月1日）
- ・第2期分：12月16日～12月31日（課税基準日 12月1日）

(6)納付方法

各期分ごとに納付書により納付する（普通徴収）。

(7)自動車登録証の回収

自動車税の納付義務を履行しない者については、自動車登録証をとりあげができる。

8 農地税

(1) 概要

農地税は、農地で1年間農業を行って得た所得に対して課税する、所得税性格の税金である。農地税は、8月と12月に中間納税をし、翌年度1月に確定申告納付を行う。

(2) 納税義務者

農地で農作物を栽培し、所得を得ている者

(3) 課税対象

1月1日から12月31日までの間に、稻や特殊作物等の農作物を栽培して得た所得及び農地賃貸所得

(4) 課税標準

所得金額（=収入金額－必要経費－基礎控除〔560万ウォン〕－その他控除額）

(5) 税率

超過累進税率：3%～50%（5段階）

9 たばこ消費税

(1) 概要

地方財源の拡充を目的に、既存のたばこ販売税（地方税）、付加価値税（国税）、関税、専売納付金などを統合し、1989年に創設された。

(2) 納税義務者

たばこ製造者（韓国たばこ人参公社）、輸入販売業者等。

なお、一定数量以上のたばこを、携帯品や託送品・別送品として国外から搬入した者も、たばこ消費税の納税義務を負う。

(3) 課税対象

喫煙用たばこ（紙巻たばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ）、かみ用たばこ、かぎ用たばこ

(4) 税率

次ページ表のとおり（地方税法施行令により、30%の調整税率が適用されている）。

喫煙用	紙巻	20本あたり	460ウォン
	パイプ	50グラムあたり	910ウォン
	葉巻	50グラムあたり	2,600ウォン
	刻み	50グラムあたり	910ウォン
かみ用		50グラムあたり	1,040ウォン
かぎ用		50グラムあたり	650ウォン

(5) 納付方法

毎月分の税金を翌月の末日までに申告納付する。

10 屠畜税

(1) 概要

屠畜税は、牛や豚を屠殺するときに賦課される消費税である。

1909年（大韓帝国末期）に創設された地方税で、1976年に道税から市・郡税へ移管された。

(2) 納税義務者

牛・豚の屠殺者

(3) 特別徴収義務者

屠畜場経営者

(4) 課税対象

牛・豚の屠殺行為

(5) 課税標準

牛・豚の時価（毎年1月1日及び7月1日に市長・郡守が決定）

(6) 税率

時価の1%

(7) 納付方法

毎月分を翌月5日までに申告納付する。

11 総合土地税

(1) 概要

総合土地税は、非生産的な目的の土地過多保有を抑制するため、個人や法人が所有する全国の土地を総合して累進課税する政策税で、従前の財産税（土地分）と土地過

多保有税を統合し、1990年に創設された。

(2) 納税義務者

毎年6月1日現在、課税対象の土地を事実上保有している者

(3) 課税対象

すべての土地が課税対象となるが、その用途によって、次の3つの類型に分類して課税する。

①総合合算：全国の土地所有者別に合算

②別途合算：一般営業用建築物の土地等だけを別途合算

③分離課税：土地を合算せず、農地等は低い税率、奢侈品財産には高い税率を適用する。

(4) 課税標準

総合土地税の課税標準は、個別公示地価（「地価公示及び土地等の評価に関する法律」による。）に課税標準適用比率（地方税法施行令により当該地方自治体の長が決定・告示する。）を掛けて算出した時価標準額である。

ただし、総合合算課税分（下記(5)①）と別途合算課税分（下記(5)②）については、全国の土地の時価標準額を所有者別に合算した価格が課税標準となる。

また、分離課税対象土地として決定された土地等は、他の土地と合算せず、筆地別に時価標準額を課税標準額とし、(5)③表のとおり適用する（比例税率）。

(5) 税率

①総合合算課税対象土地（住居用建築物付属土地等）

課税標準	税率
2,000万ウォン以下	課税評価額の 2/1000
2,000万ウォン超 5,000万ウォン以下	4万ウォン+2,000万ウォンを超える金額×3/1000
5,000万ウォン超 1億ウォン以下	13万ウォン+5,000万ウォンを超える金額×5/1000
1億ウォン超 3億ウォン以下	38万ウォン+ 1億ウォンを超える金額×7/1000
3億ウォン超 5億ウォン以下	178万ウォン+ 3億ウォンを超える金額×10/1000
5億ウォン超 10億ウォン以下	378万ウォン+ 5億ウォンを超える金額×15/1000
10億ウォン超 30億ウォン以下	1,128万ウォン+ 10億ウォンを超える金額×20/1000
30億ウォン超 50億ウォン以下	5,128万ウォン+ 30億ウォンを超える金額×30/1000
50億ウォン超	1億1,128万ウォン+ 50億ウォンを超える金額×50/1000

②別途合算課税対象土地（事務室、商店街等一般営業用建築物付属土地）

課税標準	税率
1億ウォン以下	課税評価額の 3/1000
1億ウォン超 5億ウォン以下	30万ウォン + 1億ウォンを超える金額 × 4/1000
5億ウォン超 10億ウォン以下	190万ウォン + 5億ウォンを超える金額 × 5/1000
10億ウォン超 30億ウォン以下	440万ウォン + 10億ウォンを超える金額 × 6/1000
30億ウォン超 50億ウォン以下	1,640万ウォン + 30億ウォンを超える金額 × 8/1000
50億ウォン超 100億ウォン以下	3,240万ウォン + 50億ウォンを超える金額 × 10/1000
100億ウォン超 300億ウォン以下	8,240万ウォン + 100億ウォンを超える金額 × 12/1000
300億ウォン超 500億ウォン以下	3億2,240万ウォン + 300億ウォンを超える金額 × 15/1000
500億ウォン超	1億1,128万ウォン + 500億ウォンを超える金額 × 20/1000

③分離課税対象土地

課税対象	税率
・自耕農地(畑・水田・果樹園)、一族一門及び特殊法人所有農地	課税標準額の1000分の1
・特殊開発林、営農計画認可林、一族一門の所有林等分離課税対象林野	課税標準額の1000分の1
・基準面積内の牧場用地	課税標準額の1000分の1
・基準面積内の工場用地	課税標準額の1000分の3
・韓国土地開発公社、大韓住宅公社の分譲、供給、賃貸用土地及び発展用、鉱区内の土地	課税標準額の1000分の3
・ゴルフ場、別荘用土地、高級娯楽場用の土地	課税標準額の1000分の50
・基準面積超過住居用の土地	課税標準額の1000分の50
・その他分離課税対象の土地	課税標準額の1000分の3

(6) 賦課徴収の流れ

毎年	
6月 1日	課税基準日
	<ul style="list-style-type: none">・課税対象土地調査及び台帳整理・土地所有権または課税対象に変動がある土地の中で未登記の土地申告（課税基準日から10日以内）・相続が開始された土地の中で未登記の土地申告（課税基準日から10日以内）・一族所有の土地の中で個人等名義の土地申告（課税基準日から10日以内）
6月 10日	申告締切日
	<ul style="list-style-type: none">・申告及び職権による課税台帳整備
6月 15日	供覧終了日
	<ul style="list-style-type: none">・課税基準日から15日間の期間内で課税対象土地の供覧
6月 25日	異議申請締切日
	<ul style="list-style-type: none">・供覧期間終了日から10日以内に異議申請
7月 10日	異議申請審議決定通知期間
	<ul style="list-style-type: none">・異議申請を受けた日から15日以内に審議決定し、異議申請者に通知
7月 15日	市・郡・区から市・道への電算入力資料の送付締切日
	<ul style="list-style-type: none">・市長・郡守は、電算入力資料を7月15日までに市・道知事に送付
8月 20日	市・道から行政自治部への電算処理資料の送付締切日
	<ul style="list-style-type: none">・市・道知事は、電算入力資料により電算処理された資料(Tape)を8月20日までに内務部に送付・行政自治部は、市・道の電算処理資料により納税義務者別に全国の土地を合算・税額算出・市・郡・区別に税額を按分
9月 15日	行政自治部から市・道への電算処理済課税資料の送付締切日
	<ul style="list-style-type: none">・市・道知事は、行政自治部から送付された電算処理資料を告知書、収納簿、課税内訳書等に出力・市・道から出力された資料は、10月5日までに市・郡・区に送付
10月 5日	市・道から市・郡への出力資料の送付締切日
	<ul style="list-style-type: none">・市長・郡守は、市・道から送付された告知書等の資料により徴収決定・納期開始5日前までに納税義務者に告知書送達
10月 10日	告知書による納税義務者への告知締切日
	<ul style="list-style-type: none">・告知不能分等の公示送達措置・漏れによる税額調整事由が発生した土地の整理及び報告
10月 16日	納期開始日
10月 31日	納期締切日

12 共同施設税

(1) 概要

共同施設税は、消防施設、汚物処理施設、水利施設等の公共施設の管理運営に必要な経費に充当するため、これらの施設により利益を受ける者に対して市道が賦課する目的税である。

ただし、汚物処理施設、水利施設等の公共施設にかかる共同施設税は、現在施行されていない。

(2) 課税対象

- ・対象地域：消防施設によって利益を受ける地域で、当該自治体（市・道）が条例で定める。
- ・対象物件：土地、建築物、船舶（消防船のある市・郡に限る。）
 - * 消防船の有無は、当該消防船の活動地域であるか否かをもって判断し、土地については、汚物処理施設、水利施設等の公共施設にかかる共同施設税についてのみ該当する。

(3) 納税義務者

課税基準日（毎年5月1日）に、課税対象地域内に課税対象物件を所有する者

(4) 課税標準

時価標準額

(5) 税率

建築物の価格に応じた超過累進税率：0.06%～0.16%

* 給油所、ホテル、劇場等の火災危険建築物に対しては、税率が2倍となる。

(6) 納付方法

課税基準日は5月1日で、納期は6月16日～6月30日。

財産税を賦課するときに、あわせて賦課徴収する。

13 地域開発税

(1) 概要

地域開発税は、地域の均衡開発及び水質改善・水資源保護等に必要な財源を確保するため、天然資源を活用する者や資源を開発・利用する者に対して市・道が賦課する目的税である。条例により標準税率の調整が可能であり、賦課対象地域や賦課徴収に関する事項も、道条例で定める。

自治体の課税自主権強化を図るため、1992年1月から施行された。

(2) 納税義務者

発電用水利用者、地下水（飲料水、沐浴水、その他の地下水等）採水者、地下資源採鉱者、コンテナ埠頭利用者

(3) 課税対象

発電用水、地下水、地下資源、コンテナ埠頭

(4) 税率

○発電用水 : 発電に利用した水 10 立方メートルあたり 1 ウォン

○地下 水 • 飲用水 : 1 立方メートルあたり 100 ウォン

• 沐浴水 : 1 立方メートルあたり 50 ウォン

• その他地下水 : 1 立方メートルあたり 10 ウォン

○地下資源 : 採鉱された鉱物価格の 1000 分の 1

○コンテナ : 1 T E U*あたり 15,000 ウォン

* T E U (Twenty Equivalent Unit) : 長さ 20 フィートのコンテナ 1 個の単位

(5) 徴収方法と納期

納税義務者は、毎月税額を算出して翌月の 10 日（課税対象がコンテナの場合は 20 日）までに、納税地を管轄する市・道の首長に申告納付する。

申告がない場合は、20% 加算した税額で普通徴収により徴収する。

コンテナ利用にかかる地域開発税については、特別徴収によることができる。

14 都市計画税

(1) 概要

都市計画税は、都市計画事業に必要な費用に充当するため、都市計画区域内の土地及び建築物の所有者に対して特別市・広域市または市・郡が賦課する目的税である。

(2) 納税義務者

・ 土 地 : 課税基準日に、総合土地税の課税対象者となる者

・ 建築物 : 課税基準日に財産税の課税対象者となる者

(3) 課税対象

都市計画法の規定により告示された都市計画区域内の土地及び建築物

(4) 課税標準

時価標準額（財産税または総合土地税に同じ。）

(5) 税率

- ・標準税率：0.2%
- ・制限税率：0.3%

(6) 納付方法

- ・土 地：課税基準日は6月1日、納期は10月16日から10月31日
- ・建築物：課税基準日は5月1日、納期は6月16日から6月30日
財産税及び総合土地税を賦課するときに併せて賦課・徴収する。

15 事業所税

(1) 概要

事業所税は、都市等の環境改善及び企業の集中により生じる財政需要に必要な費用に充当するため、事業所を運営する者に対して市・郡または区が賦課する目的税である。

(2) 納税義務者

- ・財 産 割：毎年7月1日現在事業所を置く事業主（年1回納付）
- ・従業員割：管内に事業所を置く事業主（毎月納付）

(3) 課税標準

- ・財 産 割：事業所延べ面積（330 m²以下は課税免除）
- ・従業員割：従業員給与総額（従業員50人以下は課税免除）

(4) 税率

- ・財 産 割：1 m²あたり250ウォン（ただし、汚染物質排出事業所は税率が2倍となる。）
- ・従業員割：従業員に支給した当該月の総給与額の0.5%

(5) 納付方法

- ・財 産 割：毎年7月10日までに申告納付する。
- ・従業員割：毎月分を翌月10日までに申告納付する。
＊申告がない場合は、20%相当額を加算して、普通徴収を行う。

補足説明

1 教育税

教育税は、教育の質的向上を図るために必要な教育財政の拡充に用いる財源を確保することを目的とした国税である。

納稅義務者として、金融・保険業を営む者のほか、いくつかの税目についての納稅義務を有する者が定められているが、その税目には、国税である特別消費税、交通税及び酒税のといった国税に加え、地方税法で規定された税も含まれており、それぞれの税額を課税標準として、各々の税率により税額が定められる。

教育税の賦課・徵収事務は、教育税法の規定により市長・郡守が行うことになっており、徵収した教育税は、市長・郡守が国庫に納入することになっている。

地方税を課税標準とした教育税の税率

課 税 標 準	税 率
地方税法の規定により納付しなければならない登録税額	100 分の 20
地方税法の規定により納付しなければならない競走・馬券税額	100 分の 50
地方税法の規定により納付しなければならない均等割住民税額	100 分の 10*
地方税法の規定により納付しなければならない財産税額	100 分の 20
地方税法の規定により納付しなければならない総合土地税額	100 分の 20
地方税法の規定により納付しなければならない自動車税額	100 分の 30
地方税法の規定により納付しなければならないたばこ消費税額	100 分の 40

* ただし、人口 50 万人以上の都市においては、100 分の 25 とする。

2 農漁村特別税

農漁村特別税は、農漁村の競争力強化、農漁村産業基盤施設の拡充及び農漁村地域開発事業に必要な財源を確保することを目的とした国税である。

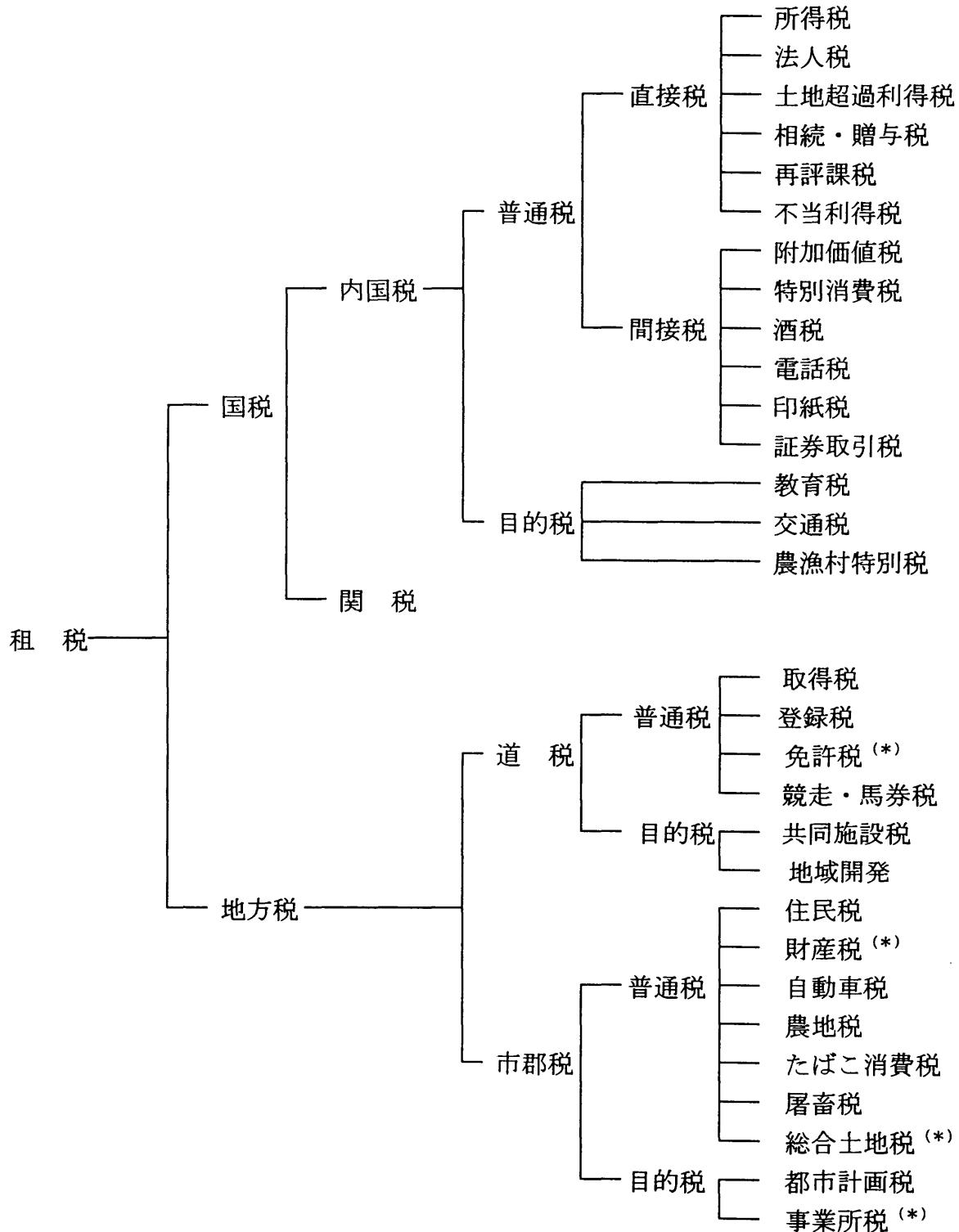
教育税と同様、地方税の一部の税目について納稅義務者である者が、農漁村特別税の納稅義務者となる。

地方税を課税標準とした農漁村特別税の税率

課 税 標 準	税 率
地方税法の規定により減免を受ける取得税または登録税の減免税額	100 分の 20
地方税法の規定により納付しなければならない取得税額	100 分の 10
地方税法の規定により納付しなければならない競走・馬券税額	100 分の 20
地方税法の規定により納付しなければならない総合土地税額のうち ・税額が 500 万ウォンを超え、1,000 万ウォン以下の場合 ・税額が 1,000 万ウォンを超える場合	・500 万ウォンを超える税額の 100 分の 10 ・50 万ウォン + 1,000 万ウォンを超える税額の 100 分の 15

資料

1 韓国の租税構造



・地方税のうち、(*)印があるものは区税で、それ以外は特別市・広域市税である。

2 1997年度韓国地方税 団体別・税目別一覧表

(内務部地方行政主要統計より)

(単位:億ウォン)

	特別市・ 広域市税	区 税	道 税	市・郡税	計	構成比
合 計	83,186	14,328	38,458	41,246	177,218	100.0%
普通税 小 計	74,936	12,394	36,532	36,254	160,116	90.4%
取得税	15,520		14,260		29,780	16.8%
登録税	22,232		18,801		41,033	23.2%
競走・馬券税	814		2,316		3,130	1.8%
免許税		1,710	1,155		2,865	1.6%
住民税	15,952			7,731	23,683	13.4%
財産税		3,033		2,515	5,548	3.1%
自動車税	9,998			8,817	18,815	10.6%
農地税	1			19	20	0.0%
屠畜税	512			273	785	0.4%
たばこ消費税	9,907			11,532	21,439	12.1%
総合土地税		7,651		5,367	13,018	7.4%
目的税 小 計	6,637	1,674	1,200	4,357	13,868	7.8%
共同施設税	1,413		1,130		2,543	1.4%
地域開発税	611		70		681	0.4%
都市計画税	4,613			2,665	7,278	4.1%
事業所税		1,674		1,692	3,366	1.9%
過年度収入	1,613	260	726	635	3,234	1.8%

参考文献

- ・「地方税講論」權康雄著（租税通覽社、1997年）
- ・「地方税解説」内務部税政課（内務部、1997年）
- ・「地方税制年鑑」内務部税制課（内務部、1996年）
- ・「台湾・韓国的地方財政」川瀬光義著（日本経済評論社、1996年）

CLAIR SUMMARY既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 1 号	海外事務所の調査報告から	1995/6/30
第 2 号	海外事務所だより(1)	1995/7/10
第 3 号	英国地方団体体験記	1995/7/10
第 4 号	海外事務所だより(2)	1995/12/12
第 5 号	英国の地方財政 その未来 ~ロンドン大学T. トラバース教授 講演	1996/1/18
第 6 号	米国の移民問題	1996/2/15
第 7 号	海外事務所だより(3)	1996/2/28
第 8 号	米国の移民子女教育	1996/4/30
第 9 号	プロポジション187~米国カリフォルニア州における不法移民問題~	1996/4/30
第 10 号	地方分権に関する法の概念~フランスにおける地方分権化の主眼と今	1996/7/31
第 11 号	海外事務所だより(4)	1996/9/30
第 12 号	国連会議「ハビダットⅡ」報告	1996/10/31
第 13 号	欧州連合諸国における就学前の幼児教育と保育制度	1996/11/29
第 14 号	海外事務所だより(5)	1996/12/27
第 15 号	分野別・1996年米国政治行政の動向	1997/1/31
第 16 号	中・東欧諸国における変革の現状と将来~地引嘉博駐	1997/3/14
第 17 号	海外における行政の動き(96年12月号)	1997/3/14
第 18 号	クリントン民主党政権と共和党支配連邦議会のもとにおける連邦制度	1997/3/14
第 19 号	海外における行政の動き(97年3月号)	1997/6/27
第 20 号	ヴァイマル市の文化行政の特徴	1997/10/20
第 21 号	オーストラリア1996年国勢調査	1997/10/20
第 22 号	経済の国際化とアメリカ諸都市	1997/10/20
第 23 号	海外における行政の動き(97年6月号)	1997/11/10
第 24 号	オーストラリアにおける公務員数の動向	1997/12/19
第 25 号	オーストラリアの自治体の日本との国際交流の現況	1998/1/16
第 26 号	3国の地方自治体間の国際協力 ~NEWS PROJECT~	1998/2/27
第 27 号	ジンバブエ地方自治体訪問報告書	1998/3/20
第 28 号	分野別・1997年米国政治行政の動向	1998/6/30
第 29 号	海外における行政の動き(98年3月号)	1998/7/24
第 30 号	海外における行政の動き(98年6月号)	1998/10/16
第 31 号	韓国地方税のあらまし	1998/10/23

CLAIR SUMMARY各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい